

秋田市告示第11号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和6年1月16日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
土 佐 慎 也	秋田赤十字病院	総合診療科	肢体不自由 免疫機能障害
東海林 諒	秋田厚生医療センター	整形外科	肢体不自由
原 田 俊太郎	秋田厚生医療センター	整形外科	肢体不自由